

令和2年度 事業計画の進捗状況

担当部署	推進項目	係数目標 (KPI)	上期の取組み結果	現状 KPI	下期の取組み状況
レセプトグループ	1. 効果的なレセプトの点検				
	支払基金と合算したレセプト点検の査定率	前年度 0.287%以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 査定結果リスト(再審査請求内容が一目で確認でき、査定額順に整理したもの)を作成・配布することにより、点検員の査定結果確認にかかる時間を短縮し、より多くの時間を点検に充てることができるようにした。 ○ 支払基金との協議(WEB会議)において、お互いの査定率の推移を報告し情報共有を図った。 	10月現在 0.296%	<ul style="list-style-type: none"> ○ KPI内訳(協会けんぽ：0.074% 支払基金：0.222%) ○ 協会けんぽについては、経験の浅い点検員の能力向上のために行っている月3回の勉強会に加え、令和2年度中に外部委託業者による点検員研修会を開催し、全体の点検能力の底上げを図る。 ○ 支払基金については、前年度より査定率が下降傾向であることを示すことで、査定率上昇に向けた意識付けを行い、最終的に前年度を上回る査定率を目指す。
	2. 返納金債権の発生防止				
	保険証の回収強化	95.7%以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険証返納催告文の発送時期を、資格喪失処理後2週間以内から7日後に早め、早期回収に努めた。 ○ 本部提供の「保険証未添付事業所データ」を活用し、未添付者数の多い事業所に対して保険証回収についてのお願ひ文書を送付し、電話勧奨も行った(任継加入者に対しても保険証返却についてのチラシを送付)。 	11月現在 96.37%	<ul style="list-style-type: none"> ○ KPI内訳(一般：97.32% 任継：90.58%) ○ 退職者が増加する年度末までに、再度お願ひ文書を送付する(令和3年2月に本部より保険証未添付事業者データが提供される予定)。
	返納金債権(資格喪失後受診に係るもの)の回収率	前年度 65.21%以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独自に保険者間調整の案内チラシを作成し、返納金の請求書と一緒に送付した。債務者の負担軽減と回収率向上のため、保険者間調整による回収を積極的に推進した。 ○ 過年度債権についての催告ルールを明確にし、統一した対応ができるようにした。 	11月現在 48.38%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、アウトソース、保険者間調整を積極的に活用し新規発生債権の早期回収に努める。 ○ 現在、保険者間調整手続き中の回収予定額を含めた回収率は、63.06% ○ 今年度は大口債権が非常に多いため、金額に応じてメリハリを付けた対応を行い、悪質な債務者については、早期に法的手続きを行っていく。
	医療費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合	前年度 0.037%以下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納入告知書同封チラシやメルマガ、ホームページ等を活用し、繰り返し以下の内容を周知した。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険証は退職日までしか使用できないこと。 ・保険証を誤って使用した場合は、自己負担分を除いた医療費(総医療費の7~9割)を返納いただくこと。 	10月現在 0.051%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2~3月にかけて、様々な広報媒体を活用し、保険証の使用方法について情報発信を行う。
	3. 柔整療養費等の照会業務の強化				
	施術箇所3部位以上かつ15日以上の申請割合 対前年度以下	対前年度 (0.69%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3部位以上かつ15日以上の申請件数の500%を目標に患者照会を実施。 ○ 本部提供データ等を活用し長期継続受療者の選定を実施。 	11月現在 0.86%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者照会や長期継続受療者に対する啓発文書の送付を実施する。 ○ 疑義の疑いのある申請書を提出している施術所に対して、面接確認委員会を実施し、不適切な保険請求の減少を図る。 ○ 新たな施策、広報媒体等を検討のうえ効果的な医療費適正化に努める。
	4. サービス水準の向上				
	サービススタンダードの達成状況	100%	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービススタンダード対象申請書の受付から給付金の振り込みまでを10営業日以内に完了するため管理者が進捗管理を行い、審査者と進捗状況を共有しながら、業務を行った結果振り込み日を1日短縮することができた。 	12月現在 100%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き進捗管理等の徹底を図り、現状維持に努める。
郵送化率	83.2%以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染防止のため本部指示のもと窓口職員の常駐廃止。 ○ HP及び関係団体等への広報を実施し、特に窓口対応後や電話対応時に郵送による届出を促進。 	12月現在 87.3%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き窓口職員の常駐廃止を行い、また広報にも努め、窓口利用者に対しても、郵送化への依頼を行っていく。 ○ 年度末に向け近隣の市町村の国保係へ任意継続資格取得申出書の設置を依頼予定。また、退職者が多い事業所へ任意継続資格取得申出書と返信用封筒を送付し事前に退職予定者に渡してもらう。 	
5. 限度額適用認定証の利用促進					
限度額適用認定証の使用割合	85.0%以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任意継続被保険者約2,200人に限度額適用認定証のチラシを送付した。 ○ 限度額適用認定申請書未設置の65医療機関へ設置依頼文書を送付した。 ○ 広報チラシ等にて、使用促進を図った。 	11月現在 78.7%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報にて使用促進を図っていく。 ○ 令和3年3月からオンライン資格確認開始予定。専用機器を導入した医療機関では限度額が確認できるため、未導入の医療機関等へ使用促進を図っていく。 	
6. 健康保険委員の委嘱拡大					
全被保険者数に占める委嘱事業所の被保険者数割合	55.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委嘱カバー率の低い被保険者数30名~99名以下の健康保険委員未委嘱307事業所に対し文書勧奨を実施。 ○ 健康宣言事業所のうち未委嘱事業所に対して文書勧奨、電話勧奨を実施。 ○ 新規適用事業所に対して文書勧奨を実施。 	9月末現在 55.76%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者100名以上の健康宣言未宣言事業所83事業所に対して文書勧奨を実施予定。 ○ 健診受診勧奨等の事業所訪問時に未委嘱事業所に対しての委嘱勧奨を実施予定。 ○ 新規適用事業所に対しては、引き続き委嘱勧奨文書を送付する。 	

計数目標(基盤的保険者機能)

業務グループ

担当部署	推進項目	係数目標 (KPI)	上期の取組み結果	現状 KPI	下期の取組み状況
保健グループ	1. 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上				
	生活習慣病予防健診 実施率	52.2%以上	○ 個人あてDMによる健診受診勧奨実施。(約44,000件) ○ 委託健診機関 +1(厚生石井クリニック R2.10月~)	11月現在 29.8%	○ 未受診者に対し、健診に補助がある本健診案内を繰り返し行い、健診の周知に努める。 ○ 新規加入事業所や新規加入者(任意継続被保険者含む)に対し健診案内を実施。 ○ 健診機関へ増加数に応じたインセンティブを用意し、受診勧奨を進める。 ○ 年度末見込み 48.2%
	事業者健診データ 取得率	14.7%以上	○ 昨年度データ提供事業所に対し、健診受診月経過後に結果提供を依頼。	11月現在 7.9%	○ 過去の提供実績に応じ、タイムリーな提供依頼を確実に実施し、提供あるまで依頼を続ける。 ○ 医療機関へ、事業者健診の実施状況をアンケートにより把握し、結果提供可能な医療機関を効率的に増やす。 ○ 年度末見込み 14.2%
	特定健康診査 実施率	31.7%以上	○ 9~11月に2機関において、オプション検査(骨密度検査)が合わせて受診できる集団健診を実施。 ○ がん検診と同時受診のDMを、県内11市町の対象者に対し発送。	10月現在 10.8%	○ 1~3月 オプション測定つき無料健診を実施。 *DMは、①②を併記 ①集団健診(全23回/骨密度検査) ②5施設(平日/血管年齢測定) 県内の公民館や大型ショッピング施設 ○ 充実した健診機会を確保・利用拡大に向け、次年度の受診券送付時に市町村のがん検診同時実施日を案内する。 ○ 年度末見込み 25.1%
	2. 特定保健指導の実施率の向上				
	特定保健指導 実施率	25.2%以上	○ 4-5月、協会保健指導者による初回面談を中止したことから、継続支援に集中し途中中断を可能な限り防いだ。 また、面談再開までの間、文書による生活改善アドバイスを実施(実施数には反映されない) ○ 対象者の状況に応じて、初回面談以降も訪問指導を取り入れ確実な成果と終了できるよう継続支援を実施。	10月現在 23.6%	○ 遠隔による保健指導の導入に向け、外部委託事業者との調整・調達を進める。 ○ 特定保健指導委託契約機関の増に向けた勧奨を継続する。(現在のリソースでも実施可能な形を提案) ○ 年度末見込み 24.0%
	3. 重症化予防対策の推進				
	受診勧奨後3か月以内に受診した者の割合	12.9%以上	○ 要医療、要精密検査の者に対し、特定保健指導時(面談)にて受診勧奨。 ○ 勧奨後、1~2か月の間に、手紙・電話(委託)により、再勧奨。 * 連絡不通者のうち、特に血糖・血圧が高い者へは、再度の文書勧奨	本部集計中	同左
	4. 健康事業所宣言の対象事業所の増加				
	加入事業所数	300社以上 (令和2年度はKPI設定なし)	○「納入告知書」へのエントリーシート封入実施(5月 全適用事業所)し、計23社エントリー。 ○「宣言事業所」のフォローとして、6月、9月には「季刊誌」「ポスター」「感染症対策」等の情報提供を実施。 ○協会の保健師・管理栄養士により、4月から保健指導実施時に「エントリーシート」の配布を実施。	12月末現在 325社	エントリー勧奨として ○被保険者が100人以上かつ未宣言事業所(一部)計88社に勧奨文書送付。 ○徳島商工会議所主催のセミナーに参加し、講演を実施(11月、1月<予定>。 ○「保健師・管理栄養士」による「エントリーシート」の配布や連携協定を結んでいる「生命保険会社」との協力体制の継続実施。 フォローとして ○「健康経営優良法人2021」への申請を促進するため、宣言事業所へ案内リーフレット送付。また申請書の確認などのサポートも行った。申請数は大規模法人部門で1社、中小規模法人部門で54社と増加した。 ○「宣言事業所」のフォローとして、「季刊誌」「ポスター」等の情報提供を実施(12月、3月<予定>) ○宣言事業所へ「取組結果報告書」を送付し、「優良健康づくり事業所」の認定を実施予定(3月)。 共通 ○エントリー勧奨およびフォローについて、支部全体で取り組む体制として「健康宣言PT(プロジェクトチーム)」を12月に発足。
5. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者の理解促進					
広報活動における加入者理解率の平均	47.7%以上 対前年度以上	○ 広報誌(納告知書)、メールマガジン、支部HPを活用した広報活動の実施。 ○「インセンティブ制度」など認知率の悪い項目については重点的に広報を実施。	令和2年度調査結果は未公表	○ 引き続き、広報誌(納告知書)、支部HPを活用した広報活動とメールマガジン登録者を増やす取り組みを行う。 ○ 商工会議所主催セミナーでの事業の説明などを行った(11月、1月<予定>)。	
6. ジェネリック医薬品の使用促進					
ジェネリック医薬品使用割合	72.6%以上	○Ge軽減額通知送付対象者の中から年齢や軽減可能額をもとに絞り込みを行い、加入者への使用促進通知文書の送付を実施。 ○ 医療機関及び調剤薬局を訪問し、Ge使用状況データを活用した使用促進勧奨を実施。 ○ 徳島県国民健康保険団体連合会と共同で、徳島新聞へのGe使用促進の新聞広告掲載を実施。	12月現在 (8月診療分) 71.2%	○ 訪問する医療機関・薬局等のレセプト情報を分析し、効果的な広報活動を行う。 ○ 年2回のGe軽減額通知サービスを活用し、使用促進を行う。 ○ ジェネリック医薬品のある先発医薬品使用数量が多い調剤薬局約70社へ使用状況データを送付し、今後の使用促進につなげる。 ○ 「後発医薬品適正使用協議会」に参加し、協会データを活用した情報発信を行う。 ○ 本部提供データの分析を行い、今後重点的にアプローチする対象を絞り込む。	

計数目標(戦略的保険者機能)

企画総務グループ